ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業業務委託に係る募集要領

１　目的

本要領は、ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）業務名称

ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業

（２）業務内容

別紙「ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業業務委託仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日

（４）契約限度額

4,320 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託期間が 1 年に満たない場合は月割り計算したものとする。

（５）事業者の公募

事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

本事業に参加しようとする事業者（以下「応募者」という。）は（２）に定める業務に関し提案を行うものとし、市は当該提案を審査し、事業者の選定を行う。

３　事務局

益田市教育委員会　ひとづくり推進課　（担当：村上・石川・渋谷）

〒698-0033　益田市元町 11 番 26 号

電　話：0856-31-0622（直通）

ＦＡＸ：0856-31-0641

E-mail：hitozukuri@city.masuda.lg.jp

４　参加資格要件

本業務の公募に参加できる者は、ふるさと・ひとつなぎコーディネーター事業実施要項に定める内容のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）仕様書に定める委託業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有するとともに、本市の指示に柔軟に対応できること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（３）本市及び他の地方公共団体から指名停止措置又は入札参加停止措置を受けていないこと。

（４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生開始手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続の開始の申立てがなされていないこと。
（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。
（６）役員等が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
（７）納税義務者にあっては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

５　実施スケジュール

公募開始	１１月１０日（火）
必要書類の提出（1 次審査）	１２月２５日（金）
プレゼンテーション審査（2 次審査） ※オンライン可	市が指定した日
審査結果の通知	２次審査から７日以内
契約	令和９年３月下旬

６　企画提案書等の提出

（１）提出期限　１２月２５日（金）１７時まで
（２）提出先　　益田市教育委員会　ひとづくり推進課
（３）提出方法　持参・郵送・メール
（４）提出書類　3 部（正本 1 部・副本 2 部（副本はコピー可））
（ア）参加表明書（様式第１号）
（イ）履歴書（市販の様式）　※個人の場合のみ
（ウ）教育職員免許状（校種を問わない）・社会教育主事の資格または社会教育士の称号を有していることを証明できるものの写し
（エ）会社概要書（様式第２号）　※法人の場合のみ
（オ）業務実績書（様式第３号）
（カ）業務実施体制調書（様式第４号）※法人の場合のみ
（キ）誓約書（様式第５号）
（ク）履歴事項全部証明書　※法人の場合のみ
（ケ）企画提案書（様式第６号）
（コ）テーマ型企画提案書（様式第７号）
様式 7-1 から 7-2 を用いて、両面印刷で 3 枚（6 ページ）以内。記載欄は適宜拡大可。カラー可、図、絵、写真等の使用は可

（サ）参考見積書（様式自由）
様式は自由で、消費税及び地方消費税を含む額とする。
見積書は、事業者名等を記名して捺印の上、あて先は益田市長とする。
（シ）国税及び地方税に滞納がないことの証明書

7　関係資料の様式

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は益田市ホームページからダウンロードすること。(https://www.city.masuda.lg.jp/)

8　審査及び評価

（１）審査員
審査員はひとづくり推進課長、学校教育課長等とする。
（２）１次審査
提出書類をもとに、参加資格、提案内容等について総合的に審査を行う。
（３）２次審査
企画提案書提出後、応募者から企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。（オンライン可）
（ア）開催期日　　市が指定した日
（イ）時間構成　　プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 20 分程度
（ウ）留意事項
・提出された企画提案書並びにプレゼン等の説明の内容を審査員が「別添　評価基準」に基づき審査する。
・審査結果について、審査員の持点を合算した値が 120 点（60 点×審査員 2 名）以上を得たものを受託者として選定する。審査結果はメールにより通知することとする。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

9　その他事項

（１）市は、本公募における郵便及び電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。
（２）提案に関して必要となる一切の費用は、全て応募者の負担とする。
（３）提出された書類は返却しない。ただし、これらの著作権は応募者に帰属する。
（４）提出書類について虚偽の記載をした者は、提案の内容によらず、失格となることがある。
（５）<u>本事業は予算成立後に事業実施が確定するため、内容が変更となる可能性があります。</u>